

換価の猶予申請書 記載例(この申請書は、猶予を受けようとする徴収金の納期限から6月以内に提出してください。)

記載例

第 50 号様式 (第 28 条関係)

(表)

換 価 の 猶 予 申 請 書									
令和 2 年 7 月 1 日		申請者 県民センター所長 様		住 (居) 所又は所在地 〇〇市〇〇町×××番地					
				氏名又は名称 税務建設株式会社 代表取締役 税務 太郎 (電話 〇〇〇〇-△△-××××)					
地方税法第 15 条の 6 第 1 項の規定により、換価の猶予の申請をします。									
納付 (納入) すべき徴収金	年度	期(月)別	税 目	納期限	税 額	延滞金	加算金	滞 納 処分費	計
	R2	R2	不動産取得税	R2.5.8	650,000	円 法律による金額 要する	円 -	円 法律による金額 -	円 650,000 +延滞金
	R2	R2	法人の県民税	R2.5.31	52,500	円 要する	円 -	円 -	円 52,500 +延滞金
	計				702,500	円 要する	円 -	円 -	円 702,500 +延滞金
	納付 (納入) すべき徴収金のうち、換価の猶予を受けようとする金額				550,000	円 要する	円 -	円 -	円 550,000 +延滞金
一時に納付 (納入) することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細			A建築株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引下げ等により売上げは前年度に比べ 60%にまで落ち込んでおり、仕入れ先であるB株式会社の支払も遅れがちである。 A建設株式会社からの入金をすべての県税に充てた場合には、B株式会社に対する支払ができず、今後材料を仕入れることが出来なくなると事業の継続が困難となる。						
換価の猶予を受けようとする期間			令和 2 年 7 月 1 日 から 令和 2 年 11 月 30 日 まで						
分割納付 (納入) の計画	期 限 (年月日)	納付 (納入) 金額	期 限 (年月日)	納付 (納入) 金額	期 限 (年月日)	納付 (納入) 金額			
	R2.7.31	120,000	R2.11.30	90,000			円	円	
	R2.8.31	120,000					円	円	
	R2.9.30	120,000					円	円	
R2.10.31	100,000					円	円		
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情							

備考 記載に当たっては、裏面を参照してください。

この申請書には、次の書類を添付してください。

- ①猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合
 - ・財産収支状況書
 - ②猶予を受けようとする金額が100万円超の場合
 - ・財産目録
 - ・収支の明細書
- また、②のうち猶予を受けようとする期間が3月を超える場合は、担保提供書(第11号様式)もあわせて提出してください。

「納付(納入)すべき徴収金」欄について

申請をするときに、未納となっている県税をすべて記載してください。
「延滞金」欄については、本税の金額を納付していないときは、「要する」と記載してください。

「納付(納入)すべき徴収金のうち、換価の猶予を受けようとする金額」欄について

「納付(納入)すべき徴収金」で計算した合計額から、『財産収支状況書』の「1 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」、または『財産目録』の「6 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額」を引いた額を記載してください。

「換価の猶予を受けようとする期間」欄について

- ・期間の開始日は、申請日を記載してください。ただし、納付すべき県税の納期限以前に申請書を提出する場合には、納付すべき県税の納期限の翌日が期間の開始日となります。
- ・期間の終了日は、「分割納付(納入)の計画」欄の最後の納付日を記載します。

「分割納付(納入)の計画」欄について

この欄には、『財産収支状況書』の「3 分割納付計画」欄、または『収支の明細書』の「6 分割納付年月日及び分割納付金額」欄から転記してください。

「担保」欄について

猶予を受ける金額が100万円を超える場合かつ猶予を受ける期間が3か月を超える場合には原則として担保の提供が必要となります。担保の有無にチェックをし、「担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情」欄を必要に応じて記載してください。